

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン

※本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、
現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可
能な事項を整理したものの。

平成28年3月



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

目 次

1 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進	3
(1) 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義	3
(2) 本ガイドラインの位置づけ	3
2 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスを総合的に提供する上で、現行制度の規制等について、運用上対応可能な事項について	5
(1) 概説	5
(2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について	6
(3) 人員の兼務が可能な事項	18
(4) 設備の共用が可能な事項	19
(5) 基準該当サービスの活用について	23
(6) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例	26

1. 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

(1) 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義

厚生労働省は、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、局長級のプロジェクトチームにおいて、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

新たな福祉ビジョンは、高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示したものである。福祉サービスの提供に当たっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることが重要である。

このため、厚生労働省では、専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の支援を行う方法の他に、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進していくこととしている。その基本的な理念は、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられるという共生型社会の構築である。

また、こうした取組を地域づくりの拠点としても機能させていくことが重要である。各地において、既存の補助金や高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度に基づく福祉サービスを活用することで、高齢者、障害者等を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供するものから、地域福祉の拠点となり居場所機能を担うものまで、様々なかたちで実施されており、こうした共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組が地域の実情に応じて更に広がることが期待される。

(2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、新たな福祉ビジョンを受け、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の複数分野の支援を総合的に提供する場合の各福祉制度の人員配置基準、設備基準等に係る現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理することで、総合的なサービスの提供の阻害要因を解消し、全国で更に取組を推進することを目的としている。自治体においては、本ガイドラインの趣旨を理解し、各制度の人員配置基準、設備基準の適切な運用を行うことで、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を推進することが重要である。また、事業者においても、本ガイドラインを参考に、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を積極的に実施することが期待される。

現行制度において運用上対応可能な事項の整理にあたっては、各地において実施されている多世代交流・多機能型の福祉拠点の取組が、現在、通いや居場所の提供を中心に、泊まりなども含めた形態で行われていることを踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする福祉サービスにつ

いて、福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービスとして整理を行った。具体的に整理を行った福祉サービスは、以下に挙げたとおりである。

なお、今後も現場の創意工夫の中で、不明点が出てくることは十分に考えられる。このため、本ガイドラインは、今後も必要に応じて見直しを行うこととする。

さらに、新たな福祉ビジョンにおいては、福祉サービスの総合的な提供に向けた各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じ報酬改定も視野に入れて、平成28年度から平成30年度までにかけて検討することとしている。

【福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス】

対象者	福祉サービス
高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護（デイサービス） ・ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 短期入所生活介護（ショートステイ） ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）
障害者 (児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護（デイサービス） ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 機能訓練 ・ 生活訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 A 型 ・ 就労継続支援 B 型 ・ 共同生活援助（障害者グループホーム） ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 地域活動支援センター ・ 日中一時支援
児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 利用者支援事業 ・ 一時預かり事業（一般型） ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
生活困窮者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労訓練事業

2. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項について

(1) 概説

人員の兼務、設備の共用については、省令等による基準上、例えば、

- ・「第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」第78条第5項）
- ・「第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。」（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第95条第3項）

といった規定が設けられており、現在でも利用者の処遇上問題がない範囲で、一定程度許容されている。

しかしながら、高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度を組み合わせるサービスを提供する場合、兼務、共用の取扱いが明確になっていない人員、設備があるため、自治体の運用に委ねられている事項が存在している。

以下の(2)～(4)では、兼務、共用の取扱いが明確になっていない人員、設備の取扱いを明確にするため、1(2)の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」に挙げた福祉サービスを組み合わせる提供した場合に人員の兼務、設備の共用が運用上対応可能な事項を整理した。

また、(5)では、高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、障害者を受け入れるに当たり、基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」という）の活用が可能であることを明確化した。

そして、(6)では、(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる実施する場合の例を用いて示した。

(2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について

1 (2) の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」で挙げた高齢者、障害者、児童等の各福祉サービスの人員配置基準、設備基準については、以下の表のとおりである。このうち、高齢者、障害者、児童等のサービスを総合的に提供するにあたり、高齢者と障害者、障害者と児童等、対象者が異なる福祉サービス間で兼務、共用が可能な人員、設備については下線を引いた。

なお、兼務・共用が認められない人員・設備の他、高齢者、障害者、児童等の対象者毎の福祉サービス間においてのみ兼務・共用が認められる人員、設備には下線を引いていない。(例 生活介護における生活支援員：生活介護における管理者と兼務可能、小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員等：小規模多機能型居宅介護における他の職務等と兼務可能)

【高齢者等を対象としたサービスの例】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理者</u> ・ 生活相談員：1以上 ・ 看護職員：1以上 ・ 介護職員：利用者15人までは1以上、以降1人増す毎に0.2以上 ・ 機能訓練指導員：1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3㎡×利用定員以上 ・ <u>静養室、相談室、事務室</u> ・ <u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u>
認知症対応型通所介護	<p>【単独型・併設型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理者</u> ・ 生活相談員：1以上 ・ 看護師若しくは准看護師又は介護職員：2人（1人＋単位のサービス提供時間に応じて1以上配置） ・ 機能訓練指導員：1以上 <p>【共用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理者</u> ・ 従業者：（認知症対応型共同生活介護事業所等の）各事業ごとに規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上 	<p>【単独型・併設型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3㎡×利用定員以上 ・ <u>静養室</u> ・ <u>相談室</u> ・ <u>事務室</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

<p>小規模多機能型居宅介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理者</u> ・ <u>代表者</u> ・ <u>介護支援専門員等</u> ・ <u>小規模多機能型居宅介護従業者</u> (日中) <p>① 通いサービスの提供にあたるもの 3 : 1</p> <p>② 訪問サービスの提供にあたるもの 1 以上 (夜間)</p> <p>① 夜間及び深夜の勤務にあたるもの 1 以上</p> <p>② 宿直勤務にあたるもの 1 以上</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護従事者のうち 1 以上の者は常勤</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護従事者のうち 1 以上の者は看護師又は准看護師</p> <p>※ 夜勤職員は、宿泊サービスの利用者がいない場合は置かないことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>居間及び食堂</u>：機能を十分に発揮しうる適当な広さ ・ <u>宿泊室</u>：7.43 m²以上×宿泊サービスの利用定員以上 ・ <u>浴室</u> ・ <u>消防法等に違反しない消火設備及び非常災害発生に対する必要設備</u> ・ <u>その他必要な設備及び備品等</u>
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理者</u> ・ <u>代表者</u> ・ <u>介護支援専門員等</u> ・ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> (日中) <p>① 通いサービスの提供にあたるもの 3 : 1</p> <p>② 訪問サービスの提供にあたるもの 2 以上</p> <p>③ 通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ 1 人以上は保健師、看護師又は准看護師</p> <p>(夜間)</p> <p>① 夜間及び深夜の勤務にあたるもの 1 以上</p> <p>② 宿直勤務にあたるもの 1 以上</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち 1 以上の者は常勤の看護師又は保健師</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従事者の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>居間及び食堂</u>：機能を十分に発揮しうる適当な広さ ・ <u>宿泊室</u>：7.43 m²（病院・診療所の場合は 6.4 m²）以上×宿泊サービスの利用定員以上 ・ <u>浴室</u> ・ <u>消防法等に違反しない消火設備及び非常災害発生に対する必要設備</u> ・ <u>その他必要な設備及び備品等</u>

	<p>うち保健師、看護師又は准看護師で2.5以上（常勤換算）</p> <p>※夜勤職員は、宿泊サービスの利用者がいない場合は置かないことができる</p>	
<p>短期入所生活介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 生活相談員：100：1以上 ・ 看護職員又は介護職員：3：1 ・ 機能訓練指導員：1以上 ・ 医師：1以上（嘱託も可） ・ 栄養士：1以上 ・ 調理員その他の従業者：実情に応じた適当数 <p>【ユニット型の場合】（※上記基準に加え、以下の基準の遵守が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットリーダー：ユニットごとに配置 ・ 介護職員又は看護職員 （昼間）1ユニットごとに常時1人以上 （夜間）2ユニットごとに1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室：定員4以下、床面積1人あたり10.65㎡以上 ・ 食堂・機能訓練室：3㎡×利用定員以上 ・ 静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、介護材料室 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 <p>※廊下：幅1.8m以上（中廊下の幅は2.7m以上）</p> <p>【ユニット型の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニット（居室、共同生活室、洗面設備、便所）：原則定員1人、床面積1人あたり10.65㎡以上、居室を共同生活室に近接して一体的に設置、1ユニットの定員は概ね10人以下 ・ 医務室、浴室、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、介護材料室 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 <p>※廊下：幅1.8m以上（中廊下の幅は2.7m以上）</p>

<p>認知症対応型共同生活介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者：共同生活住居ごとに1 ・ 代表者 ・ 介護従業者：3：1（共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者1以上） ・ 計画作成担当者：共同生活住居ごとに1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活住居：原則1又は2。定員5～9人。居室、居間、食堂、<u>台所</u>、<u>浴室</u>、<u>消火設備</u>等が必要。 ・ 居室：定員1。床面積7.43㎡（4.5畳）以上。 <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する高齢者の住まいであるため、障害者に対する類似のサービスである共同生活援助との設備の共用は可能。</p>
---------------------	--	--

【障害者（児）を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
<p>生活介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 ・ 生活支援員：1以上 ・ 医師：必要数 ・ 看護職員：1以上 ・ 理学療法士又は作業療法士：必要な数 <p>※看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員数は、利用者数に応じ6：1～3：1</p> <p>※最低定員20人</p> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者：障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 <p>※指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型事業所とのみ兼務可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・作業室：訓練・作業に支障のない広さ ・ 相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室：3㎡×利用定員以上
<p>短期入所</p>	<p>【単独型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 生活支援員：利用者6以下なら1、以降6人増す毎に1 	<p>【単独型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室：定員4以下、床面積1人あたり8㎡以上 ・ 食堂、浴室、洗面所、便所 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

	<p>【空床利用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：短期入所（障害者）の利用者と空床を利用する施設の利用者の合計数を当該施設の利用者と見なした場合に、当該施設として必要とされる数以上 <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：障害者数を含めて指定小規模多機能型居宅介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 <p>※指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能</p>	<p>【空床利用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空床を利用する障害者支援施設等において必要とされる設備 <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊室（個室を除く）：7.43 m² × 利用定員（個室の定員数を除く）
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（総数）：6：1 <p>※看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員は、それぞれ事業所ごとに、1以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 ・生活支援員：1以上（訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、さらに加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1以上） <p>※理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>※看護職員、生活支援員、サービス管理責任者は、それぞれ一人以上は常勤</p> <p>※最低定員20人</p> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：障害者数を含めて指定通所 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練・作業室：訓練・作業に支障のない広さ ・相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室：3 m² × 利用定員

	<p>介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>※指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成28年4月1日より施行）</p>	<p>以上</p>
<p>生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 ・ 生活支援員：6：1 <p>※最低定員20人</p> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者：障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 <p>※指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成28年4月1日より施行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・作業室：訓練・作業に支障のない広さ ・ 相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・ 消火設備その他災害に際して必要な設備 <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室：3㎡×利用定員以上
<p>就労移行支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 職業指導員・生活支援員：6：1（事業所毎にそれぞれ1以上） ・ 就労支援員：15：1 ・ サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 <p>※職業指導員・生活支援員のいずれかと就労支援員、サービス管理責任者は1人以上は常勤。</p> <p>※最低定員20人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

<p>就労継続 支援 A 型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 職業指導員・生活支援員：10：1（事業所毎にそれぞれ1以上） ・ サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 <p>※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は1人以上は常勤。 ※最低定員10人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>
<p>就労継続 支援 B 型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 職業指導員・生活支援員：10：1（事業所毎にそれぞれ1以上） ・ サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 <p>※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は1人以上は常勤。 ※最低定員20人</p> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者：1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設として必要とされる設備
<p>共同生活 援助 ※介護サ ービス包 括型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ サービス管理責任者：利用者30人までは1、以降30人増す毎に1 ・ 世話人：6：1 ・ 生活支援員：障害支援区分に応じて、2.5：1～9：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活住居：1以上。定員2～10。事業所の合計定員4以上。1以上のユニット（1ユニット：定員2～10）が必要。居室、居間、食堂、便所、浴室等が必要 ・ 居室：定員1又は2。床面積7.43㎡以上 ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。</p>
<p>児童発達 支援 ※重症心 身障害児 を通わせ る事業所、 児童発達 支援セン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 指導員又は保育士：障害児の数が10までの場合2以上、以降5人増す毎に1 ・ 児童発達支援管理責任者：1以上 ・ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合） <p>※支援の単位の時間帯を通じて専ら支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室（訓練に必要な機械器具等含む）</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

<p>ターであるものを除く</p>	<p>の提供に当たる場合には、機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>※最低定員 10 人</p> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従業者</u>：障害児数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 <p>※指定生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能</p>	<p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3 m²×利用定員以上
<p>放課後等デイサービス</p> <p>※重症心身障害児を通わせる事業所を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理者</u> ・ <u>指導員又は保育士</u>：利用者 10 人までは 2、以降、5 人増すごとに 1 ・ <u>児童発達支援管理責任者</u>：1 以上 ・ <u>機能訓練担当職員</u>（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合） <p>※支援の単位の時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる場合には、機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>※最低定員 10 人</p> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従業者</u>：障害児数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 <p>※指定生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u>（訓練に必要な機械器具等含む） ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> <p>【基準該当サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3 m²×利用定員以上 ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>
<p>地域活動支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設長</u>：1 ・ <u>指導員</u>：2 以上 <p>※10 人以上の人員が利用できる規模とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所</u> ・ <u>便所</u>
<p>日中一時</p>	<p>(人員基準なし)</p>	<p>(設備基準なし)</p>

支援	※自治体の判断による	※自治体の判断による
----	------------	------------

【児童を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u> 	<p>(満2歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 : 1.65㎡×乳幼児数以上 ・ ほふく室 : 3.3㎡×乳幼児数以上 ・ <u>医務室、調理室、便所</u> <p>(満2歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室・遊戯室 : 1.98㎡×幼児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3㎡×幼児数以上。付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可。 ・ <u>調理室、便所</u> <p>(児童の年齢にかかわらず必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
小規模保育事業 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 下記合計+1名 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u> 	<p>(満2歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室 : 3.3㎡×乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(満2歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 : 1.98㎡×乳児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3㎡×乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(児童の年齢にかかわらず必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
小規模保育事業 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士(※) 下記合計+1名 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 ・ <u>嘱託医</u> 	<p>(満2歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室 : 3.3㎡×乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(満2歳以上)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>調理員</u> <p>※ 1 / 2 以上保育士で、保育士以外には研修実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 : 1.98 m² × 乳児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(児童の年齢にかかわらず必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
<p>小規模保育事業 (C型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者 0～2歳児 3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2) ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u> 	<p>(満2歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(満2歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 : 1.98 m² × 乳児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(児童の年齢にかかわらず必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
<p>家庭的保育事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者 0～2歳児 3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2) ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の保育を行う専用の部屋 0歳～2歳児1人当たり3.3 m² ・ <u>調理設備、便所</u> <p>(児童の年齢にかかわらず必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者：子育ての知識と経験を有する専任の者2名以上（子育て支援員研修を修了している者が望ましい） <p>※一般型は、公共施設、空き店舗、児童福祉施設、医療施設等で実施されるもの。</p> <p>【連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者：子育ての知識を経験を有する専任の者1名以上（子育て支援員研修を修了している者が望ましい） <p>※連携型は、児童館・児童センターにおける既存の遊戯室、相談室等で実施されるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な設備、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等（概ね10組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の広さが必要。）
<p>利用者支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援専門員：子育て支援員研修を修了した職員を1事業所1名以上専任として配置 <p>※利用者支援専門員は、子育て支援員研修を修了し、かつ市町村長が定める実務経験の期間を有する者（特定型については、子育て支援員研修を修了している者が望ましい）</p> <p>※母子保健型（母子保健に関する相談機能を有する施設で実施されるもの）においては、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上配置（専任が望ましい）</p>	<p>【基本型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な設備 <p>※基本型は、主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施されるもの。</p> <p>【特定型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な設備 <p>※特定型は、主として市町村窓口で実施されるもの。</p> <p>【母子保健型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な設備 <p>※母子保健型は、母子保健に関する相談機能を有する施設で実施されるもの。</p>

<p>一時預かり事業 (一般型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者（保育所に準じ、子どもの人数に応じた数） <p>※保育従事者は、保育士（2分の1以上）、保育士以外は一定の研修を修了した者</p> <p>※平均利用児童数が少ない場合、一定の研修を終了した者は、家庭的保育者でも可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な設備（保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）） <p>※食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備</p>
<p>放課後児童健全育成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童支援員：支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可） <p>※放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）：おおむね1.65㎡以上×児童数以上 ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

【生活困窮者を対象としたサービス】

サービス	人員基準	設備基準
<p>就労訓練事業</p>	<p>(人員基準なし)</p>	<p>(設備基準なし)</p>

(3) 人員の兼務が可能な事項

(2) で下線を引いて示した兼務可能な人員については、利用者の処遇上、具体的に問題が想定されるのでなければ、以下の表のとおり兼務が可能である。なお、ここでいう兼務とは、複数のサービスを同じ場所で同時に提供する場合に、各基準において必要とされている人員を兼務すること想定している。

また、同じ場所において、サービスを時間によって高齢者、障害者、児童等に分けて提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の人員基準を満たしていれば、同一の提供者が時間帯によって異なる福祉サービスの人員としてサービスに従事するというかたちで人員の兼務を行うことも可能である。

人員	人員の兼務についての考え方	(参考) 人員の規定がある福祉サービス
管理者 代表者 施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準上管理者、代表者の規定がある各福祉サービスにおける管理者、代表者、施設長を兼務することが可能 ・ この他に、各福祉サービスにおける管理者、代表者以外の兼務可能な従業者を兼務することが可能 	<p>(管理者)</p> <p>【高齢者等】 通所介護、認知症対応型通所介護（単独型、併設型）、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護</p> <p>【障害者（児）】 生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>(代表者)</p> <p>【高齢者等】 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>(施設長)</p> <p>【障害者（児）】 地域活動支援センター</p>
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準上医師の規定がある各福祉サービスにおける医師を兼務することが可能 ・ この他に、各福祉サービスにおける医師以外の兼務可能な従業者を兼務することが可能 	<p>【高齢者等】 短期入所生活介護</p> <p>【障害者】 生活介護</p> <p>【児童】 保育所</p>

栄養士	・各福祉サービスにおける <u>栄養士以外の兼務可能な従業者</u> を兼務することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護
調理員 調理員その他の従業者	・保育所と短期入所生活介護（高齢者）における調理員を兼務することが可能 ・この他に、各福祉サービスにおける調理員以外の <u>兼務可能な従業者</u> を兼務することが可能	(調理員) 【児童】保育所 (調理員その他の従業者) 【高齢者等】短期入所生活介護

(4) 設備の共用が可能な事項

(2) で下線を引いて示した共用可能な設備については、利用者の処遇上、具体的に問題が想定されるのでなければ、以下の表のとおり共用が可能である。

また、設備については、玄関やエレベータ等、福祉サービスの基準上は規定がないが、設置されるものが存在する。こうした基準上規定がない設備についても以下の表のとおり設備の共用が可能である。なお、ここでいう共用は、複数のサービスを同じ場所で同時に提供する場合に、設備を共用することを想定している。

また、同じ場所において、サービスを時間によって高齢者、障害者、児童等に分けて提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の設備基準を満たしていれば、同じ設備を時間帯によって異なる福祉サービスの設備として使用するというかたちで設備の共用を行うことも可能である。

【基準上規定がある設備】

設備	設備の共用についての考え方	(参考) 設備の規定がある福祉サービス
食堂 居間 機能訓練室 訓練・作業室 指導訓練室 適当な設備 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの<u>食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、適当な設備、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所</u>を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備についての規定がない福祉サービスの利用者・従業者が<u>食事や居場所の提供に係る設備</u>として利用することが可能 <p>※通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護については、共用する場合であっても、3㎡×利用定員以上の面積は確保すること。</p>	<p>(食堂)</p> <p>【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護</p> <p>【障害者】短期入所、共同生活援助</p> <p>(居間)</p> <p>【高齢者等】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>【障害者】共同生活援助</p> <p>(機能訓練室)</p> <p>【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護、短期入</p>

		<p>所生活介護 (訓練作業室)</p> <p>【障害者(児)】生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型</p> <p>(指導訓練室)</p> <p>【障害者(児)】児童発達支援、放課後等デイサービス (適当な設備)</p> <p>【児童】地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業 (創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所)</p> <p>【障害者(児)】地域活動支援センター</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上浴室の規定がある各福祉サービスの浴室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上浴室の規定がない福祉サービスの利用者・従業員が、浴室、シャワーブース等の設備として利用することが可能 	<p>【高齢者等】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護</p> <p>【障害者(児)】短期入所、共同生活援助</p>
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上医務室の規定がある各福祉サービスの医務室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) <p>※共用に際しては、高齢者等及び児童それぞれへの感染が拡大しないよう注意が必要。</p>	<p>【高齢者等】短期入所生活介護</p> <p>【児童】保育所</p>
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上静養室の規定がある各福祉サービスの静養室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上静養室の規定がない福祉サービスの利用者・従業員が静養のためのスペースとして利用することが可能 	<p>【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護(単独型・併設型)、短期入所生活介護</p>

<p>事務室 職員室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上事務室の規定がある各福祉サービスの事務室、職員室を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上事務室の規定がない福祉サービスの従業者が事務室、職員室として利用することが可能 	<p>(事務室) 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護（単独型・併設型） (職員室) 【高齢者等】短期入所生活介護</p>
<p>相談室 面談室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの相談室、面談室を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が相談・面談等のためのスペースとして利用することが可能 	<p>(相談室) 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護（単独型・併設型） 【障害者（児）】生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 (面談室) 【高齢者等】短期入所生活介護</p>
<p>調理室 調理設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの調理室、調理設備を兼ねることが可能（サービス毎にこれらの設備を別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が調理室等として利用することが可能 	<p>(調理室) 【高齢者等】短期入所生活介護 【児童】保育所 (調理設備) 【児童】小規模保育事業、家庭的保育事業</p>
<p>台所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助の利用者・従業者が台所として、利用することが可能 	<p>【高齢者等】認知症対応型共同生活介護</p>
<p>洗面所 洗面設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの洗面所、洗面設備を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上洗面所、洗面設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が洗面所等として利用することが可能 	<p>(洗面所) 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助 (洗面設備) 【高齢者等】短期入所生活介護</p>
<p>洗濯室（洗濯場） 汚物処理室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上洗濯室（洗濯場）、汚物処理室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が洗濯、汚物処理に係る設備として利用することが可能 	<p>【高齢者等】短期入所生活介護</p>

介護材料室	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上介護材料室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が物置等のスペースとして利用することが可能 	【高齢者等】短期入所生活介護
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上消火設備等の規定がある各福祉サービスの消火設備等を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） 	（消火設備その他の非常災害に際して必要な設備） 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス （軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備） 【児童】保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・基準上便所の規定がある各福祉サービスの便所を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上便所の規定がない福祉サービスの利用者が便所としても利用することが可能 ※保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業の便所は、他の福祉サービスの便所とは大きさ等が異なることから、別々に設けることとなる。	【高齢者等】短期入所生活介護 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労継続支援B型、共同生活援助、地域活動支援センター 【児童】保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業

【基準上規定がない設備等】

設備	設備の共用についての考え方	
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉サービスの玄関を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） 	
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉サービスの廊下を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） 	

	※短期入所生活介護の廊下と共用する場合は、廊下の幅が1.8m以上（中廊下の幅は2.7m以上）必要
階段	・各福祉サービスの <u>階段</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）
エレベータ	・各福祉サービスの <u>エレベータ</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）
送迎バス	・各福祉サービスの <u>送迎バス</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に運用する必要なし）
高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁やカーテン等の仕切り	・設置は不要

(5) 基準該当障害福祉サービス等の活用について

指定障害福祉サービス等としての基準は満たしていないが、介護事業所等の基準を満たす事業所であれば、市町村が認めることにより、基準該当障害福祉サービス等として障害福祉サービス等を提供することが可能である。

基準該当障害福祉サービス等が認められる場合としては、例えば、生活介護については「地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供する」ものであることが必要であるが、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施するに当たっては、こうした要件を満たすものとして、基準該当障害福祉サービス等を実施することが可能である。

【参考】基準該当障害福祉サービス等が認められる要件

障害福祉サービス	基準該当障害福祉サービス等が認められる場合
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能

	<p>型居宅介護事業者であって、基準該当生活介護等を提供するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定小規模機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること ・短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成28年4月1日より施行） ・機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成28年4月1日より施行） ・生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法、生活保護法に基づく授産施設経営者が運営主体であること
児童発達支援 ※重症心身障害児を通わせる事業所、児童発達支援センターであるものを除く	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
放課後等デイサービス ※重症心身障害児を通わせる事業所を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な

障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること

- ・放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

(6) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

【通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例】

例① 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋放課後等デイサービス（障害児）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護、放課後等デイサービスは、<u>通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能</u></p>	<p>○ 生活介護、放課後等デイサービスは、<u>通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能</u></p>
<p>(参考) サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護、放課後等デイサービス】 (通所介護、認知症対応型通所介護の必要人員)</p>	<p>(参考) サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】 <u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護、放課後等デイサービス】 (通所介護、認知症対応型通所介護の必要設備)</p>

例② 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋小規模保育事業（B型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 管理者、嘱託医、調理員：兼務可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備と軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>別々に設置する必要なし</u> ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、医務室、調理室、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>各サービスの利用者・従業員が利用可能</u>
<p>（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員</p> <p>【生活介護】（通所介護の必要人員）</p> <p>【小規模保育事業】保育士（※）、<u>嘱託医</u>、<u>調理員</u> ※1／2以上保育士で、保育士以外には研修実施</p>	<p>（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備</p> <p>【生活介護】（通所介護の必要設備）</p> <p>【小規模保育事業】<u>乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消火用具、非常口</u>その他非常災害に必要な設備</p>

例③ 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋地域子育て支援拠点事業（児童）＋利用者支援事業（基本型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービス</u>として提供可能</p>	<p>○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービス</u>として提供可能</p> <p>○ 食堂・機能訓練室と<u>適当な設備</u>：別々に設置する必要なし</p> <p>○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、<u>適当な設備</u>、消火設備その他非常災害に際して必要な設備：各サービスの利用者・従業者が利用可能</p>
<p>（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】（通所介護の必要人員） 【地域子育て支援拠点事業】 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 【利用者支援事業】 利用者支援専門員</p>	<p>（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】 <u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護】（通所介護の必要設備） 【地域子育て支援拠点事業】 <u>適当な設備</u>、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等 【利用者支援事業】 <u>適当な設備</u></p>

例④ 小規模多機能型居宅介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋一時預かり事業（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービス</u>として提供可能</p>	<p>○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービス</u>として提供可能</p> <p>○ 居間及び食堂、浴室、消火設備及び非常発生時に対する非常設備：<u>一時預かり事業の利用者・従業者が利用可能</u></p>
<p>（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【小規模多機能型居宅介護】 管理者、代表者、小規模多機能型居宅介護従業者、計画作成担当者 【生活介護】（小規模多機能型居宅介護の必要人員） 【一時預かり事業】 保育従事者</p>	<p>（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【小規模多機能型居宅介護】 居間及び食堂、宿泊室、浴室、<u>消火設備</u>及び非常災害発生時に対する必要設備、その他必要な設備及び備品等 【生活介護】（小規模多機能型居宅介護の必要設備） 【一時預かり事業】 必要な設備</p>

【訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例】

例⑤ 認知症対応型通所介護（高齢者等）＋就労継続支援 B 型（障害者）＋放課後児童健全育成事業（児童）＋就労訓練事業（生活困窮者）

兼務可能な人員	共用可能な設備
<p>○ 管理者：兼務可能</p>	<p>○ 食堂・機能訓練室と訓練作業室、相談室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：別々に設置する必要なし</p> <p>○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、訓練・作業室、洗面所、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：各サービスの利用者・従業員が利用可能</p>
<p>（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型通所介護】 管理者、生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員 【就労継続支援 B 型】 管理者、職業指導員、サービス管理責任者 【放課後児童健全育成事業】 放課後児童支援員 【就労訓練事業】（基準なし）</p>	<p>（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【就労継続支援 B 型】 訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 【放課後児童健全育成事業】 専用区画、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備 【就労訓練事業】（基準なし）</p>

【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑥ 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋就労継続支援 B 型（障害者）＋短期入所生活介護（高齢者等）＋短期入所（障害者）＋保育所（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービス</u>として提供可能</p> <p>○短期入所は、短期入所生活介護の基準で、<u>空床利用型事業所</u>として提供可能</p> <p>○管理者、医師、栄養士、調理員その他の従業者：<u>兼務可能</u></p>	<p>○生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービス</u>として提供可能</p> <p>○短期入所は、短期入所生活介護の基準で、<u>空床利用型事業所</u>として提供可能</p> <p>○食堂・機能訓練室と訓練・作業室、事務室と職員室、相談室と面談室、医務室、調理室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>別々に設置する必要なし</u></p> <p>○食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、訓練・作業室、洗面所、洗面設備、便所、医務室、面談室、浴室、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、介護材料室、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>各サービスの利用者・従業者が利用可能</u></p>
<p>（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員</p> <p>【生活介護】（通所介護の必要人員）</p> <p>【就労継続支援 B 型】<u>管理者</u>、職業指導員、サービス管理責任者</p> <p>【短期入所生活介護】<u>管理者</u>、<u>医師</u>、<u>栄養士</u>、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、<u>調理員</u>その他の従業者</p> <p>【短期入所】（短期入所生活介護の必要人員）</p> <p>【保育所】保育士、嘱託医、調理員</p>	<p>（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【通所介護】<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>相談室</u>、<u>事務室</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>【生活介護】（通所介護の必要設備）</p> <p>【就労継続支援 B 型】<u>訓練・作業室</u>、<u>相談室</u>（多目的室）、洗面所、便所、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>【短期入所生活介護】<u>居室</u>、<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>医務室</u>、<u>面談室</u>、<u>介護職員室</u>、<u>看護職員室</u>、<u>浴室</u>、洗面設備、便所、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、<u>介護材料室</u></p> <p>【短期入所】（短期入所生活介護の必要設備）</p> <p>【保育所】乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、<u>医務室</u>、<u>調理室</u>、便所、<u>軽便消火器</u>等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</p>

例⑦ 認知症対応型共同生活介護（高齢者等）+ 共同生活援助（障害者）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 管理者、代表者：兼務可能</p>	<p>○ 居間、食堂、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<u>別々に設ける必要なし</u></p> <p>○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<u>各サービスの利用者が利用可能</u></p>
<p>（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】 <u>管理者、代表者</u>、介護従業者、計画作成担当者 【共同生活援助】 <u>管理者</u>、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</p>	<p>（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】 <u>居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u> 【共同生活援助】 <u>居室、居間、食堂、便所、浴室、消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備</p>

